「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例(素案)」の概要

1 主な規定内容

(1)目的(第1条)

自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、自転車利用者等の責務や県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、施策推進し、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るとともに、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念(第3条)

- ① 自転車利用者、県、県民、保護者、事業者、学校の長及び関係団体がそれぞれの 責務・役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、自転車交通事故の防止及び被 害者の保護を図る。
- ② 自転車を利用することが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減、観光の振興に資するという認識の下に行う。

(3) 自転車利用者等の責務、県民等の役割 (第4条~第10条)

対 象 者	内容
自転車利用者	・自転車が車両であることを認識し、道路交通法その他関係 法令を遵守し、安全上、必要な措置を講ずるよう努める
自動車等運転者	・自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行 するよう努める
県	・自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定・実施 や情報提供、交通安全教育、広報・啓発活動を実施する
県民	・家庭、職場、学校、地域における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的・積極的に行うよう努める

(4) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等(第11条~第16条)

対 象 者	内容
県	・市町、事業者、学校等と連携し、乗車用ヘルメットの着用 推進に向けた情報提供や啓発等を行う ・自転車が安全に通行できる道路交通環境の整備に努める
自転車小売業者、 自転車貸付業者	・自転車の安全で適正な利用に関する情報提供や助言に努める
自転車利用者・保護者、貸付業者 等	・利用する自転車の必要な点検・整備を行うよう努める

(5) 自転車損害賠償責任保険等への加入等(第17条~第19条)

対 象 者	内 容
自転車利用者・保護 者、貸付業者 等	・自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない (罰則規定なし)
自転車小売業者	・自転車購入者等に対する保険等の加入確認、確認できない ときは、保険等に関する情報提供に努める
事業者	・自転車を利用して通勤する従業員に対する保険等の加入確認、 確認できないときは、保険等に関する情報提供に努める
自転車貸付業者	・自転車の借受者に対し、当該自転車に係る保険等の情報提供 に努める
県 学校の長	・保険等への加入を促進するための情報提供等を行う(県) ・保険等に関する情報提供に努める(学校)

2 施行日

令和6年4月1日

ただし、自転車損害賠償責任保険等への加入等は、令和6年10月1日から施行